

『原油価格・物価高騰対応事業継続支援助成金』

2022年6月1日から

原油価格・物価高騰を乗り越えるための対策に取り組む中小企業に対して、
上限 **10万円**（補助率**10/10**）の補助が受けられます。

※税抜き・千円未満切り捨て

取組例

※実際に支払い完了した経費が対象です
※2022年6月1日以降に発生した経費について遡及が可能
※1度限り（他商工会で助成されている事業所も不可）

原油価格高騰対策

原油価格の高騰・乱高下により経済回復や事業への悪影響を与えることを防ぐための取組

- ・新商品・新サービス開発
- ・再生エネルギー導入やインボイス対応などのセミナー受講料、専門家派遣
- ・合理的な経営への転換（インボイス対応含む）

消費喚起対策

原油価格・物価高騰により落ち込んだ消費を回復させるための取組

- ・セール・イベント実施の装飾経費、直接経費
- ・広告掲載、販促パンフレット、ポスター、チラシ等

申請方法

郵送でのみ受付

申請書類は6点（会員外は7点）

- ① コロナ禍における原油価格・物価高騰対応事業継続支援助成金交付申請書
- ② 申請時チェックリスト
※上記2点は、野洲市商工会のHPからダウンロードしてください。
- ③ 請求書等のコピー（費用明細が記載されたもの）
- ④ 領収書・振込依頼書等の支出を証明できる書類のコピー
- ⑤ 実績を確認できるもの（実施が分かる写真、チラシ等の原本等）
- ⑥ 助成金振込先通帳コピー（通帳表紙と表紙裏面）
- ⑦ 会員外事業者は確定申告書（税務署の收受印有り又はe-tax受信通知）

申請書類でわからないことがあれば、
野洲市商工会（TEL:589-4880）までお問合せください。

受付期間

2022年8月17日（水）～2022年10月31日（月）（消印有効）

※必ず郵送にてお願いします。

当会のポストに直接投函された場合は、受け付けません。

応募にかかる詳細内容は、下記ホームページをご覧ください。
原油価格・物価高騰対応事業継続支援助成金＜野洲市商工会＞事務局
<https://yasu-cci.or.jp/>

《対象事業》

原油価格・物価高騰対応に関する取組

※ただし、同一の事業内容で、「小規模事業者持続化補助金」など「行政・商工会等から補助金・助成金」の採択を受けている事業者は、助成の対象外とします。

《応募できる方》

野洲市内で事業を行う中小企業基本法に定められた中小企業

※中小企業とは、下の表に該当する事業所

業種	中小企業	
	資本金	または 常時使用する従業員
製造業 その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

《対象経費》

①原油価格高騰対策

原油価格高騰対策を踏まえた新商品・新サービス開発、新パッケージデザイン費、再生エネルギー導入に向けてのセミナー受講料、専門家派遣、合理的な経営へ転換（インボイス対応を含む） ※人件費は対象外とします。

②消費喚起対策

消費喚起を目的としたセールを実施する際のイベント開催費、装飾経費、その他実施に対する直接経費、原油価格・物価高騰により落ち込んだ消費を回復させる取組みとして、新聞・雑誌・地域情報誌等の掲載又は折込み・販促パンフレット・ポスター・チラシ・折込・ポスティング費

《採択方法》

- ① 申請書等による書類審査を実施後、会長が採択の可否を決定します。
- ② 受付順に採択を行い、予算額に達し次第受付終了とさせていただきます。
- ③ 採択者には当会より決定通知を送付後ご指定頂いた金融機関の口座へ送金します。

次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された助成金については、その返還を求めます。

- ① 提出書類に虚偽の記載（不備）があったとき
- ② 助成金交付の条件に違反したとき
- ③ 助成事業の実施について不正行為があったとき
- ④ 法令違反等の反社会的行為が明らかになったとき

《申請先》

〒520-2423 野洲市西河原2400

野洲市商工会 原油価格・物価高騰支援助成金係